

令和3年6月22日

弁護士 ●●●● 様

大阪市北区中之島●丁目●番●●号
大阪市北区中之島連合振興町会
連合振興町会長 依 田 均

拝啓貴方様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

貴方様が日本生命相互会社の監査役をお引受けされているようにお見受け致しましたので、浅学無知な住民で、不束者ですがこのお手紙をお送りさせて頂きました。

もし、監査役をお引受けなさっておられないようでしたら、この手紙を破棄頂きますようお願い致します。

弊会は、大阪市北区中之島の住民と、超高層オフィスビル・高級ホテル等を所有する大手不動産会社等を会員として組織しております。

会員向けにバス旅行・お花見・餅つき等の事業を行うと共に、中之島の住民・オフィスワーカー・来訪者により良い環境の提供と中之島の歴史・文化を継承するための事業を、住民・オフィスワーカーを交えて行っております。

例えば、コロナ禍の為、オフィスビル内に設置された喫煙室を使用せず、公開空地や路上で喫煙を楽しまれる方々に、日本たばこ産業様のご協力を得て、ポケット灰皿を配布し、路上美化活動を行い、歴史・文化の継承事業として、古都京都や奈良にはなく、唯一大阪で行われている伝統行事である「中之島の精霊流し」などを行っております。また、これらの経費は、町会費で賄っております。

さて、弊会は、日本生命相互会社様が主たる事業者を担われておられます、中之島四丁目北街区で建設計画されております「未来医療国際拠点建物に付属して建築される自立型立体駐車場」が、「美しく風格のある国土の形成」という、景観法（目的）第一条の規定に合致していない建築物であり、また、同法（基本理念）第二条第3項に規定する「地域住民の意向を踏まえ」を無視し、弊会等地域住民に対し何等のヒアリングを行うこともなく、建築計画を策定されておられます。

このことから、日本生命相互会社様が進められておられる建築計画は、景観法に違反している。と考えております。

弊会は、日本生命相互会社様に、同封致します令和3年6月7日付書面への回答をお待ち致しております。未だご回答は得られておりませんが、2021年6月17日付日本生命相互保険不動産部様から、N4 TOWER管理組合 ●●副理事長宛にご送付頂いた回答書からは、「違法行為は無い。」という認識でおられると感じております。

日本生命相互会社様は、高い倫理観をお持ちになられ、厳正な法令遵守を実践されておられる公益企業です。

何故、このような誤った判断をなされたのかを推測致しました。

弊会の推測は、設計を受託された大林組様が、日本で1位2位を争われる優秀な建築会社である事実があります。

弊会住民は、数回事業者様や設計者である大林組様からご説明を頂く機会がございましたが、大林組様から、「建築の許可権者である大阪市が、建築許可を与えるから、景観法をクリアーできている。」と、言われることが度々ありました。

弊会住民の中には、「大林組様がクリアーできていると言われるなら、景観法に違反していないのか」と、大林組様担当者の言葉を信じる方もおられますが、大阪市内で建築する建物は、建築基準法、大阪市の各種条例・指導要綱を守るのは当然で、それだけではなく景観法も守る必要がある旨、理解致しております。

この大林組担当者の言葉が、地元対策のため、無茶な言動であったのならば、まだ許すことも可能ですが、心底からそう理解されているならば、大変な過ちです。

日本生命相互会社様は、「そのような立派な建設会社が法律を犯すような設計をすることはない。」という、先入観からか、「大林組様から適法である旨、強く上申されているから適法である。」という、間違ったメッセージを信じておられるのではないかと推測しました。

もし、弊会が推測致しますようなことがございましたら、貴方様からその点をご指導頂けないかと考えまして、このお手紙をお送りさせて頂きました。

末尾になりますが、貴方様のご健勝とご多幸そして益々のご隆盛を祈念申し上げます。

敬具

景観法 抜粋

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

以 上